

新潟市除雪要援護世帯助成金交付モデル事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号）に定めるもののほか、高齢者や障がい者などの自力による除雪が困難な世帯（除雪要援護世帯）に対して市民団体が自主的に除雪活動を行う場合に、市がその団体に対して助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 地域コミュニティ協議会 新潟市区自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号）第2条第2項第1号に規定する地域コミュニティ協議会をいう。
- (2) 自治会 新潟市自治会等事務委託要綱（昭和47年12月1日実施）第2条に規定する自治会等をいう。
- (3) その他の団体 PTA、ボランティア団体等の営利を目的としない団体で市内に主たる活動拠点を有する団体とする。
- (4) 除雪要援護世帯 高齢者や障がい者などで、自宅前の除雪が自力では困難であると登録団体が認めた世帯とする。

(対象団体)

第3条 この要綱に定める助成金を受けることのできる者は、前条(1)から(3)に規定する者（以下「団体」という。）のうち、除雪作業に従事できる構成員数が5名以上の西区内の団体とする。

(団体の登録)

第4条 助成金を受けようとする団体は、事前に市長へ新潟市除雪要援護世帯助成金交付モデル事業登録申請書兼口座振替申込書（第1号様式）と除雪要援護世帯名簿（第2号様式）を提出し、登録しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づく申請があった場合、内容を審査し、相当と認めるときは、新潟市除雪要援護世帯助成金交付モデル事業団体登録通知書（第3号様式）を新潟市除雪要援護世帯助成金交付モデル事業団体登録団体（以下「登録団体」という。）に交付する。

（交付の対象期間）

第5条 助成金の助成対象となる期間は、12月1日から翌年3月31日までの間に実施した除雪とする。

（交付の対象基準）

第6条

交付対象となる除雪は、西区における登録団体の活動区域内で、次に掲げる範囲とする。

(1) 除雪要援護世帯の玄関から除雪されている道路交通法第2条第1項に規定する道路までの間

(2) 除雪要援護世帯の玄関前にある寄せ雪（車道除雪機械による置き雪）

2 交付対象となる除雪の方法は、原則、除雪機械（ハンドガイド式）や、スコップ・スノーダンプ等の除雪道具を使用することとする。

3 交付対象となる積雪深は、周辺道路の積雪が概ね10cmに達し、かつ、除雪要援護世帯から除雪の要請があり、登録団体が必要と判断した場合とする。

（助成金の額）

第7条 助成金の額は、除雪要援護世帯の除雪1回につき1世帯当たり500円とする。

(助成金交付の申請)

第8条 交付金の交付を受けようとする登録団体の代表者は、新潟市除雪要援護世帯助成金交付申請書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 除雪実施箇所を記入した位置図

(2) 実績明細書（第5号様式）

2 助成金の交付を受けようとする登録団体の代表者は、毎月末までに、市長へ提出するものとする。

(助成金の交付)

第9条 市長は前条の交付の申請があったときは、内容を審査の上、相当と認めるときは、予算の範囲内で、第8条に定めた助成金を交付する。

(助成金の返還等)

第10条 市長は助成金の交付にあたり、登録団体の不正が発覚した場合は登録を取り消すとともに、交付した助成金の返還を求めることができる。

(是正指示)

第11条 市長は、登録団体に対し、必要に応じて報告を求め、また是正指示をすることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

(適用期間)

2 この要綱は、平成32年3月31日に限り、効力を失う。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。